

公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター

評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款第17条第1項の規定に基づき、公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）における評議員の報酬額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 評議員の報酬は、評議員会への出席の都度、その職務の対価として、1日当たり各7,000円を支給する。ただし、評議員本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

2 期末手当、退職手当その他これらに類する一切の手当は支給しない。

(報酬の支払方法)

第3条 評議員の報酬は、その全額を通貨で直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬金額から、その金額を控除したものとする。

(報酬の支給日)

第4条 評議員の報酬は、評議員会の当日に支給する。

(報酬額の決定基準)

第5条 評議員の報酬は、社会情勢等を勘案して評議員会で決定する。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年1月14日理事会議決)